

公職選挙法における禁錮刑以上の有罪判決での執行猶予  
がついた場合の法改正を求める意見書

公職に就く者には住民の模範として非常に高い倫理性や高潔性が求められ、普通地方公共団体の議会の議員においても、昨年改正された地方自治法第89条第3項において、新たに、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないと規定され、議員の職務が明確化されました。

しかしながら、刑事裁判により、仮に禁錮刑以上の有罪判決が出された場合であっても、公職選挙法の規定により、刑の執行猶予がつけば、その選挙権及び被選挙権は失われず、議員を辞職する必要はなく、公職に在職し続けることが可能となっています。

禁錮刑以上の有罪判決が確定した者が刑の執行猶予中であることをもって公職に在職し続ける事態は、議会の品位と名誉を著しく汚すものであるとともに、公職に対する有権者の信頼を損なうものです。

ましてや、地方公務員法の規定では、一般職の地方公務員は、刑の執行猶予がついたとしても、禁錮刑以上の刑が確定した場合は失職することになっており、執行機関の監視を行い公務員以上の倫理性を求められる議員が、刑の執行猶予中であることをもって公職に在職し続けることは到底許されるものではありません。

加えて、仮に有罪判決が下された以後も公職にとどまり、議員報酬等が支払われる事態になれば、非難の声がより高まることは必至です。

よって、政府及び国会におかれては、禁錮刑以上の有罪判決が確定し刑の執行猶予がついた場合も被選挙権の欠格事由とするよう、早急に立法措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年7月9日

尼崎市議会議長

関係大臣あて